

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立するとともに、経営の意思決定および業務執行ならびに経営監視の各機能の充実を図ることが重要であると考えております。また、継続的な企業価値の向上と経営活動の効率化を推進していくため、組織力の強化と企業倫理の確立に努めております。

当社は監査役制度を採用しております。

取締役会は、法令・定款で定められた事項および経営全般に関する重要な意思決定を行う機関として、原則月1回開催し、その他必要に応じて開催しております。また、取締役会を補佐する目的で常勤取締役等で構成される常務会を月1回開催し、取締役会に付議すべき重要事項や業務執行上の重要事項について協議しております。

取締役の員数は、社外取締役1名(非常勤)を含む6名であります。

監査役会は、原則月1回開催し、取締役の職務執行の適法性、財産状況の調査および監査を行い、会計監査人と連携し監査体制の充実を図っております。また、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は常務会など重要な会議に出席し意見を述べるなど、会社の意思決定の状況や経営の監視を行っております。

監査役の員数は、社外監査役2名(非常勤)を含む3名であります。

なお、役員員の員数は、取締役は12名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

また、その選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
立川ブラインド工業株式会社	9,393,216	52.31
富士変速機取引先持株会	1,547,300	8.61
株式会社愛知銀行	526,500	2.93
株式会社十六銀行	454,800	2.53
岐阜信用金庫	437,700	2.43
富士変速機従業員持株会	401,350	2.23
三井住友信託銀行株式会社	171,000	0.95
鴨下英夫	149,200	0.83
岐阜商工信用組合	141,500	0.78
第一生命保険株式会社	141,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	立川ブラインド工業株式会社 (上場:東京) (コード) 7989
--------	----------------------------------

補足説明

当社は立川ブラインド工業株式会社を親会社とするグループの1社として、減速機関連事業、駐車場装置関連事業、室内外装品関連事業を展開しており、一部減速機を電動ブラインドの部品として親会社へ販売しております。また、可動間仕切等の製造を行い親会社へ販売しております。

立川ブラインド工業株式会社は、当社の議決権の55.56%を所有しております。

親会社との人的関係につきましては、当社の社外取締役1名が親会社の従業員であり、当社の社外監査役1名が親会社の従業員であります。社外取締役については、職務執行の監督機能を強化し経営の透明性を確保するため、また、取締役会の一層の活性化を図るため、社外監査役については、独立性および客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの機能強化・充実を図ることを目的に就任を要請したものであります。

なお、社外取締役および社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

また、出向者につきましては、事業体制の強化を目的に、親会社から2名を受け入れており、当社と親会社は資本・人的面で重要な関係にありますが、当社の事業活動や経営判断においては独自に意思決定を行っており、上場企業としての独立性を確保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は立川ブラインド工業株式会社を親会社とするグループの1社として、減速機関連事業、駐車場装置関連事業、室内外装品関連事業を展開しており、一部減速機を電動ブラインドの部品として親会社へ販売しております。また、可動間仕切等の製造を行い親会社へ販売しております。

立川ブラインド工業株式会社は、当社の議決権の55.56%を所有しております。

親会社との人的関係につきましては、当社の社外取締役1名が親会社の従業員であり、当社の社外監査役1名が親会社の従業員であります。社外取締役については、職務執行の監督機能を強化し経営の透明性を確保するため、また、取締役会の一層の活性化を図るため、社外監査役については、独立性および客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの機能強化・充実に努めることを目的に就任を要請したものであります。

なお、社外取締役および社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

また、出向者につきましては、事業体制の強化を目的に、親会社から2名を受け入れており、当社と親会社は資本・人的面で重要な関係にありますが、当社の事業活動や経営判断においては独自に意思決定を行っており、上場企業としての独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山岸 万人	他の会社の出身者		○									

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山岸 万人		立川プラインド工業株式会社 技術本部技術開発部長	職務執行の監督機能を強化し、経営の透明性を確保するため、また、取締役会の一層の活性化を図るため社外取締役を選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく監査のほか、内部統制について適宜、助言を受けております。なお、同監査法人または業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。また、監査役は会計監査人が定めた監査計画の内容等について意見交換を行い、会計監査人から必要に応じて監査結果の報告および説明を受けるなど、相互連携を図っております。

内部監査部門としては、社長直轄の監査室（1名）を設置し、年間監査計画に基づき業務執行の適正性および妥当性につき、内部監査を行っております。監査役監査は監査役会が定めた監査役監査の基準、監査の方針および職務の分担等に従い、重要な決裁書類等を閲覧するほか、会社業務および財産状況を調査し、客観的かつ独立した立場で取締役の職務執行を監査しております。また、監査役は、内部監査部門等のスタッフに監査業務に必要な事項を指示することができる体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)														
氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蓮井 隆之	他の会社の出身者			○										
中島 茂	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蓮井 隆之		立川ブラインド工業株式会社 管理本部付部長	独立性および客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの機能強化・充実を図るため、社外監査役を選任しております。
中島 茂	○	――	独立性および客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの機能強化・充実を図るため、社外監査役を選任しております。 また、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
取締役の報酬は、当社の事業規模、業績、職務内容等を総合的に勘案し決定しており、役員報酬と退職慰労金の支給により、役員の功績に依ることとしております。現時点では、インセンティブ付与に関する施策の実施予定はありません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
取締役および監査役の年間報酬総額を開示しております。 前事業年度における当社取締役および監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。 取締役 9名 70,292千円 監査役 3名 13,210千円 (うち社外役員 4名 6,130千円) (注1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。 (注2) 報酬等の額には、前事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額13,890千円(取締役11,680千円、監査役2,210千円)が含まれております。 (注3) 報酬等の額には、前事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額8,890千円(取締役8,330千円、監査役560千円)が含まれております。	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
当社の役員の報酬等の額は、株主総会において決議された年額の範囲内において決定しております。

個別の報酬は、役位に応じて設定しており、業績貢献を考慮したうえで決定しております。監査役は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理部、監査室等の関係部門のスタッフが補助しております。
また、管理本部が取締役会開催の都度、事前に付議事項等の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行、監査・監督の状況

業務執行については、社長のほか、業務執行を行う担当取締役を選定し、機動的な意思決定を図る効率的な業務執行体制を構築しております。

主な機関としては、取締役会および常務会があり、経営全般に関する重要事項を協議、決定するとともに、業務執行の有効性・効率性を監督しております。また、重要な経営情報は、これらの重要機関に付議・報告され、適切に情報伝達が行われる体制を整備しております。

監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく監査のほか、内部統制について適宜、助言を受けております。

なお、同監査法人または業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

前事業年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数および会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名と継続監査年数)

有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 賢次氏 (継続監査年数 2年)

指定有限責任社員 業務執行社員 近藤 繁紀氏 (継続監査年数 1年)

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 6名、その他 8名

(2) 各種委員会の設置状況

当社はコーポレート・ガバナンスの機能充実、リスク管理体制の整備等を目的に、各種委員会を設置しております。

主な委員会の概要は次のとおりであります。

「安全衛生委員会」

職場環境の整備および衛生管理を継続的に実施するため、原則月1回開催し、労働災害の未然防止および安全管理に取り組んでおります。

「品質保証委員会」

製品の品質向上および信頼される製品の提供を実現するため、原則月1回開催し、必要な措置を講じております。

「環境保全委員会」

環境問題への取り組み強化を図るため、定期的に開催し、環境保全のしくみの構築と製品サービスへの展開により、環境への配慮と高い企業倫理により社会から信頼される企業として環境にやさしい生産方法の確立に取り組んでおります。環境マネジメントシステムの国際規格である『ISO14001』の認証を美濃工場およびテクノパーク工場にて取得いたしております。

「内部統制委員会」

金融商品取引法により義務付けられた「内部統制報告制度」に対して、財務報告の信頼性ならびに適正性を確保するため、「内部統制委員会」にて、全社的な取り組みを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、現在のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算会社であり、3月開催の定時株主総会においては、集中日の実態は特にな いと考えております。
その他	当社では事業の概況等を映像で紹介するビジュアル化を継続して実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポ2014(平成26年7月25日、26日開催)に出展いたしました。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料および株主通信を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	富士変速機倫理行動指針・行動規範・企業行動憲章を制定し、株主や投資家に対する行動規 範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境保全委員会」の活動を通じて、環境問題への取り組み強化を図っております。当社は、社 会的要請である環境に配慮したもののづくりと環境保全を進めるため、環境マネジメントシステム の国際規格『ISO14001』の認証を美濃工場およびテクノパーク工場にて取得いたしております。 引き続き、環境法令の順守はもとより、環境保全の啓発と環境負荷低減を継続し、環境配慮 の製品・サービスの提供により、環境調和型企業の実現を目指してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月の会社法施行に伴い、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備に努めております。この基本方針につきましては、平成27年5月の取締役会において、一部改訂いたしました。

(内部統制システム構築の基本方針)

- 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督および監査を通じ、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役は、取締役会の決議に基づき、職務を遂行する。
 - (2)当社は、事業活動を行うにあたり、法令および定款、社内規則ならびに企業倫理の遵守をコンプライアンスの基礎とし、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「行動規範」を制定し、全社に周知徹底を図るとともに、研修等を通じて教育を行う。
 - (3)当社は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える勢力または団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存管理を行う。取締役および監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社の事業等のリスクについては、その現実化を未然に防止するため、各部門が所管業務に内在するリスクを管理、分析し、適切な対策を講じるとともに周知徹底を図り、危機管理に関する体制の整備に努める。
 - (2)リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに取締役会に報告するものとする。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社は、会社の重要事項の決定に資するため、社長を議長とし、常勤取締役等で構成される常務会を設置し、審議するほか、必要に応じて会議体を設ける。
 - (2)取締役会は、全社的な経営目標を策定し、各担当取締役は、この目標達成に向けた具体的な施策を立案、実行する。また、目標管理の徹底と経営効率を高めるため、取締役会および常務会においてその進捗管理を行う。
- 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)当社及び親会社それぞれが、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
 - (2)定期的な親会社による監査を受け、必要に応じ改善策の実施のための助言、支援を受ける。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、内部監査部門等のスタッフに監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
- 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助するスタッフは、その期間中、指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該スタッフに対する指示の実効性を確保する。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会や常務会など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて取締役または従業員から報告を受けることとする。
 - (2)取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令や定款に違反する事実、内部監査状況等に関し、監査役に直接報告できるものとする。
- 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報制度である「コンプライアンス・ヘルプライン」を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、監査役及び内部監査部門等のスタッフが連携し、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- 監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監視する。
 - (2)監査役は、社長と監査上の重要事項等について、定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人、顧問弁護士と連携を図り、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

コーポレート・ガバナンスの充実にむけた啓蒙の取り組みとして、「富士変速機企業行動憲章」を制定し、法令遵守の徹底および倫理性の確保を図り、社会的規範に基づく企業活動の確立に取り組んでおります。特に、コンプライアンスについては、この企業行動憲章の精神を社内に浸透させるため、「倫理コンプライアンス・カード」を作成し、全社的な意識の徹底を実施しております。

また、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護の徹底と適切な管理を社会的責務と考え、個人情報に関する法律およびその他の規範等を遵守するとともに、「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を制定し、当社ホームページ上に掲載しております。
このほか、業務執行上で発生する諸事案については、必要に応じて顧問弁護士等からも適宜アドバイスを受けております。

また、会社情報の適時開示については、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある会社情報の迅速、正確かつ公平な開示が行える社内体制の整備と運用体制の確立に努めております。

情報取扱責任者(管理部長)は、会社情報の集約と全社的な管理を行い、証券取引所の定める適時開示規則等に基づく開示の必要性の要否を主管部署(管理部)と協議、検討のうえ判断しております。情報取扱責任者は、適時開示が必要であると判断された会社情報について、常務会および取締役会に付議し承認後、遅滞なく情報開示を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除については、「富士変速機行動規範」において、反社会的勢力とは関係を一切持つてはならないと規定しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

